

感感発 0828 第 1 号  
令和 8 年 8 月 28 日

写

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課  
（ 公 印 省 略 ）

ウガンダにおけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について

コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱については、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼について」（令和 8 年 5 月 21 日付け感感発 0521 第 1 号健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）、及び、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼について」別添の一部改正について（令和 8 年 8 月 17 日付け健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長事務連絡）等において協力を依頼しているところです。

今般、世界保健機関（WHO）による、ウガンダにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、各検疫所に対し別添「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」の一部改正について（令和 8 年 8 月 28 日付け健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課検疫所管理室長事務連絡）を発出し、本日よりウガンダに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとしました。

つきましては、到着前 21 日以内にウガンダに渡航又は滞在していたことのみをもって健康監視対象とする対応を取りやめることとし、現在、ウガンダに渡航又は滞在された方に対して行っている健康監視につきましては、本通知をもって終了としますので、よろしくお願いいたします。

貴職におかれましては、本件を御了知の上、健康監視を実施している検疫所との連携に遺漏のないようお願いします。

なお、到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国に渡航又は滞在していたことが確認された者で、健康監視対象者となっている者については、引き続き検疫所から連絡があった際には速やかに対応ができるよう、関係者との調整や確認を進めて頂きますよう重ねてお願いします。

別添：「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」の一部改正について（令和 8 年 8 月 28 日付け健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課検疫所管理室長事務連絡）



事 務 連 絡  
令 和 8 年 8 月 28 日

各 検 疫 所 長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課  
検 疫 所 管 理 室 長

「「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた  
エボラ出血熱に係る対応について」の一部改正について

コンゴ民主共和国とウガンダにおけるエボラ出血熱に係る対応については、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」（令和8年5月17日付け健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課検疫所管理室長事務連絡）により、ご対応いただいているところです。

今般、世界保健機関（WHO）がウガンダにおけるエボラ出血熱の流行の終息を宣言したことを踏まえ、当該国についてエボラ出血熱の流行国としての対応を終了することとし、事務連絡の一部を別紙のとおり改正することとしましたので、ご確認いただき、遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

なお、ウガンダに渡航又は滞在された方に対して現在行っている健康監視につきましては、本通知の発出をもって終了としますので、よろしくお願いいたします。

#### ○改正概要

##### 1 流行国の改正

ウガンダの削除（令和8年8月28日適用）



(改正後全文)

| 事    | 務 | 連 | 絡            |
|------|---|---|--------------|
|      | 令 | 和 | 8 年 5 月 17 日 |
| 一部改正 | 令 | 和 | 8 年 5 月 21 日 |
| 一部改正 | 令 | 和 | 8 年 6 月 3 日  |
| 一部改正 | 令 | 和 | 8 年 7 月 15 日 |
| 一部改正 | 令 | 和 | 8 年 8 月 17 日 |
| 一部改正 | 令 | 和 | 8 年 8 月 28 日 |

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた  
エボラ出血熱に係る対応について

日本時間 5 月 17 日、世界保健機関（WHO）が、コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱の流行について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC：フェイク）」と判断しました。

このことを踏まえて、コンゴ民主共和国又はウガンダへの渡航者及びコンゴ民主共和国又はウガンダからの入国者については、下記のとおり対応することとしましたので、その対応に遺漏なきようお願いいたします。

※ウガンダについては、令和 8 年 8 月 28 日をもって除外。

## 記

### 1 出入国者への対応

#### (1) 注意喚起

検疫所においては、ポスター（別添 1、2）を掲示すること等により、以下の注意喚起を行うこと。

- ・ コンゴ民主共和国への渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、情報提供すること。
- ・ コンゴ民主共和国に渡航又は滞在したことがある者に対して、入国の際に、検疫官への自己申告を促すこと。

#### (2) 船舶に対する検疫

- ① 船舶に対する検疫については、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 17 条第 2 項に基づき無線検疫を実施するに際し、船舶の長に対して、「エボラ出血熱に関する質問票」（様式 1）に必要事項を記入して、検疫所長に提出又は回答するよう求めること。
- ② 船舶の長から提出又は回答された（様式 1）により、到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国に渡航又は滞在したことがある者がいないことが確認された場合には、当該船舶に対する検疫は、他に臨船検疫又は着岸検疫とすべき事由がなければ、通常の実線検疫にて対応すること。
- ③ 船舶の長から提出された（様式 1）により、到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国に渡航又は滞在したことがある者がいることが確認された場合には、当該船舶に対する検疫は、臨船検疫又は着岸検疫により行うこと。

### (3) 航空機に対する検疫

航空機に対する検疫については、日頃から実施している発熱者の発見のためのサーモグラフィーによる体温測定を行うことに加え、コンゴ民主共和国の国籍を有する者、渡航又は滞在した者に対して、ポスター（別添3、4）を掲示し、検疫官による呼びかけを行うこと等により、検疫官に申し出るよう働きかけること。

## 2 仮検疫済証の交付

検疫においては、エボラ出血熱の非流行地から来航した船舶及び航空機であつても、到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国に渡航又は滞在したことがある乗組員又は乗客を確認した場合は、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付すること。

## 3 コンゴ民主共和国の国籍を有する者の取扱い

検疫官は、乗客名簿を確認し、コンゴ民主共和国の国籍を有する者の有無をあらかじめ確認すること。

また、コンゴ民主共和国の国籍を有する者に対して、必要に応じて、質問事項用紙（別添5）を用いて、当該者のパスポート等を確認しながら、到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国に滞在したかどうかを尋ねた上で、到着前 21 日以内に当該国に滞在していないことが確認された場合には、様式3「検疫所確認済書」を手渡すこと。

## 4 コンゴ民主共和国からの入国者の取扱い

到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、エボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐瀉物、排泄物など）との接触歴や針刺し・粘膜・傷口への曝露などによる直接ウイルスの曝露、コウモリ等の接触などの接触や曝露の態様について、検疫官による詳細な聞き取りを行い、必要に応じて、次の（1）から（4）の対応を行うこと。

### (1) 隔離

診察の結果、到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国に渡航又は滞在し、38℃以上の発熱又はエボラ出血熱を疑うその他の臨床症状（※）を有し、かつ、次のア又はイに該当する者について、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、法第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき隔離の措置をとること。

ア 到着前 21 日以内にエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐瀉物、排泄物など）との接触歴（感染予防策の有無を問わない）がある者

イ 到着前 21 日以内にギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、スーダン、南スーダン、ガボン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国由来のコウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある者

※ 嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等

### (2) 停留

到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国に渡航又は滞在し、かつ、症状のない者であつて、次のアからウのいずれかに該当する者について、エボラ出血熱に感染したお

それがあると判断した場合、同法第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき停留の措置をとること。

- ア 到着前 21 日以内に、感染予防策をとらず、かつ、エボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐瀉物、排泄物など）との接触歴がある者
- イ 到着前 21 日以内にギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、スーダン、南スーダン、ガボン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国由来のコウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある者
- ウ 針刺し・粘膜・傷口への曝露などで直接ウイルスの曝露を受けたもの

### （3）健康監視

到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国に渡航又は滞在していたことが確認された者で、（1）のア又はイに該当する者のうち隔離又は停留の対象とならない者については、「検疫法第 18 条第 2 項の規定に基づく健康監視について」（令和 7 年 12 月 25 日付け感企発 1225 第 2 号健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長通知）（以下、「健康監視通知」という。）に基づき対応すること。なお、「健康監視通知」中、「調査票」及び「健康監視対象者用指示書」については、これに代えて本事務連絡の様式 4「調査票（エボラ出血熱）」及び様式 5「健康監視対象者用指示書兼誓約書」を使用すること。）

法第 18 条第 2 項の規定に基づき、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業、旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所について報告を求め、様式 5「健康監視対象者用指示書兼誓約書」を手渡し、コンゴ民主共和国出国後（接触の可能性のある日が特定できる場合は当該日）504 時間（21 日）内において、健康監視通知に基づき報告等の対応を求めること。また、様式 5「健康監視対象者用指示書兼誓約書」について説明を行い、本書面に記載された事項について遵守する旨の署名を得た上で、検疫所において原本を保管し、写しを健康監視対象者に手交すること。なお、到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国のイツリ州、北キブ州、南キブ州、オー＝ウエレ州、チョポ州、バ＝ズエレ州に渡航又は滞在していたことが確認された場合は、（1）のアに該当するとみなして対応すること。

### （4）健康カード

到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国（イツリ州、北キブ州、南キブ州、オー＝ウエレ州、チョポ州、バ＝ズエレ州を除く）に渡航又は滞在していたことが確認された者で、（1）のア又はイに該当しない者については、健康カード（様式 2）を手渡すこと。

## 5 患者等の搬送

エボラ出血熱が疑われると判断し、隔離等の措置をとる場合、各検疫所が作成する検疫感染症措置要領等に従い搬送すること。また、搬送に際しては、感染防御対策を徹底すること。

検体の輸送については、国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所までの輸送体制など、必要な検討をあらかじめ済ませておくこと。

## 6 報告

隔離又は停留の措置が必要となる可能性のある者を確認した場合は、直ちに検疫所管理室（感染症対策課へは検疫所管理室から報告）に報告すること。

別添 1 : 出国用ポスター（コンゴ民主共和国へ渡航される方へ）

別添 2 : 入国用ポスター（コンゴ民主共和国から帰国された方は、検疫官にお申し出ください）

別添 3 : コンゴ民主共和国の国籍を有する者用ポスター（英語）

別添 4 : コンゴ民主共和国の国籍を有する者用ポスター（フランス語）

別添 5 : 質問事項用紙

様式 1 : エボラ出血熱に関する質問票

様式 2 : 健康カード

様式 3 : 検疫所確認済書

様式 4 : 調査票（エボラ出血熱）

様式 5 : 健康監視対象者用指示書兼誓約書